

国の重点支援地方交付金活用事業 上越市事業継続支援緊急対策補助金

市では、中東情勢の悪化等に伴う原材料価格及びエネルギー価格の上昇や、原材料等の供給不足などの影響を受ける市内事業者が、代替原材料への切替え、調達方法の見直し、生産体制の転換に取り組む場合に、補助対象経費の2分の1、上限100万円を補助します。

制度概要

【1】支給対象者

市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等で、次のすべてに該当する事業者

- ① 市税を滞納していないこと
- ② 法人は法人税、個人は所得税の青色申告を行っていること

※ 中小企業者等：中小企業者、農林水産事業者、学校法人・社会福祉法人

【2】対象事業及び主な対象経費

令和8年8月3日（月）から10月30日（金）までの間に実施する、次の事業が対象です。
複数の事業を組み合わせることもできます。

事業	取組事例	主な対象経費
① 従来使用していた原材料等を代替原材料等へ切り替える事業	・ 入手困難となった原材料を代替品へ切り替える ・ 代替原材料を使用した試作品を製作する ・ 代替原材料の品質、性能、安全性等を試験・評価する ・ 外部機関へ分析や評価を委託する	・ 原材料費 ・ 開発費 ・ 委託費 ※代替原材料の購入費は、従来の原材料との価格差相当額が対象です。
② 調達先の変更、共同調達その他安定的な調達体制を構築する事業	・ 原材料等の調達先を新たな事業者へ変更する ・ 複数の事業者で原材料等を共同調達する ・ 共同調達や在庫管理に必要なシステムを導入する ・ 新たな調達先との商談や現地確認を行う ・ 専門家の助言を受けて調達方法を見直す	・ 原材料費 ・ 設備・備品費 ・ 委託費 ・ 専門家謝金 ・ 旅費 ・ 使用料及び賃借料 ※原材料の購入費は、新たな調達先における価格と従来価格との価格差相当額が対象です。 ※共同調達に係る経費は、申請者が実際に負担した額に限ります。

事業	取組事例	主な対象経費
③ 設備の導入、工程の変更その他生産体制を見直す事業	・ 原材料の変更に対応するための設備や備品を導入する ・ 使用できる原材料に合わせて製造工程を変更する ・ 設備の据付け、配線、配管、床補強等を行う ・ 生産体制の転換に必要な設計や試験を外部へ委託する ・ 新たな生産工程に対応するための従業員研修を実施する	・ 設備・備品費 ・ 工事費 ・ 委託費 ・ 教育・研修費

【3】補助率・上限額

対象経費の1/2（上限額100万円）

【4】受付期間

令和8年8月3日（月）～令和8年10月30日（金）

【5】申請あたって

- 事業内容や経費が補助対象となるか、申請前に募集要領をご確認ください。
- 同一の事業について、国、県、市その他の公的な補助金等と重複して交付を受けることはできません。
- 原材料費は、購入費の全額ではなく、従来使用していた原材料等との価格差相当額が対象です。
- 同じ調達先における単なる価格上昇分は、調達先の変更に係る原材料費としては対象となりません。
- 設備、物品等を補助目的以外に使用、譲渡、貸付け又は処分する場合は、市の承認が必要となることがあります。
- 申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ市へご相談ください。
- 補助事業に係る領収書等の関係書類は、所定の期間保存してください。

制度の詳細・お問合せ

申請書の提出先：上越市 産業部 産業政策課 産業振興係
〒943-8601 上越市木田1-1-3 ☎025-520-5729



詳細は市ホームページをご覧ください。